

成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 従業員の副業・兼業が普及、促進されます！



政府は働き方改革実行計画の一環として、企業における副業・兼業を普及推進するためのガイドライン案を昨年11月に公表しました。これは、副業を希望する労働者が年々増加しているなかで柔軟な働き方をしやすい環境を整えるとともに、中小企業の人手不足に対応することを主眼とするものです。指標として2028年度をめどに希望する労働者全てが副業・兼業をすることが出来る社会の構築をめざしています。

では、実際に従業員から副業・兼業の申出があった場合、または、副業・兼業を受け入れる場合、企業はどのような点に留意すべきでしょうか？

### I 副業・兼業を許可する企業側

留意点	
■	副業・兼業先についてどのような業務内容か報告させているか。
■	副業・兼業先の労働時間が本業と合算して長時間になっていないか。
■	本業への支障は出ていないか。
■	情報漏えい等が起きないように従業員に指導しているか。
■	退職に繋がらないように、面談などをして状況を把握しているか。

### II 副業・兼業を受け入れる企業側

留意点	
■	<p>副業・兼業先との労働時間は通算されますので、割増賃金の支払いが発生する場合があります。複数の事業所で勤務する場合でも、原則1日8時間、週40時間の原則は通算して適用されます。副業・兼業を受け入れる場合は、法定の割増賃金の支払い義務が発生しえますので、他の事業でどのように勤務しているか事前に確認する必要があります。</p> <p>(例)1日継続して勤務した場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>事業主A(先に契約) 所定労働時間1日6時間</p> </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>事業主B(後に契約) 所定労働時間1日3時間</p> </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">← 8H → ← 1H →</p> <p>※労働時間が通算して9時間になるので、事業主Bにて1時間の割増賃金の支払い義務が発生！！</p>

また、副業・兼業を始める際のトラブルを防止する為には、事前準備として就業規則に副業に関する取り決めを明記しておく事(勤務時間外の時間をどのように過ごすかは基本的に労働者の自由ではありますが、判例では副業・兼業を制限又は禁止を可能とした事例があります。)や、誓約書等をとるなどが必要になります。

副業・兼業を許可・受け入れする場合、自社の実情に即して取り決めていく必要があります。詳しくは弊社担当までご相談下さい。

原 季子

## 個人型確定拠出年金 (iDeCo) に注目が集まっています

老後の資産形成方法の一つとして個人型確定拠出年金(iDeCo)に注目が集まっています。iDeCoの最大の魅力は、次の3つの税制優遇です。

- ① 掛金納付時…掛金が全額所得控除となり、所得税や翌年の住民税が軽減されます。
- ② 掛金運用時…金融商品の運用益には通常課税されますが、iDeCoの運用益は非課税です。
- ③ 受取時…受取方法により、退職所得控除または公的年金控除の対象となります。



反面、注意点として、原則として60歳まで引き出しができないこと、運営管理に係る手数料が必要なことが挙げられます。

また、加入は個人の任意によるものですが、従業員(第2号被保険者)が加入する際には、事業主の方にも事務手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。

笹川 友美